

# 知ってください DV

(ドメスティック・バイオレンス)

宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画の概要



配偶者等からの暴力（「DV」ドメスティックバイオレンス）は、  
身体への暴力だけではなく、言葉などによる精神的な暴力を含め、  
被害者となった人の心身に危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

また、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える  
児童虐待ともなる行為であり、これらは決して許されるものではありません。

しかし、DVは親密な関係にある夫婦間などにおいて、  
家庭という人目にふれにくい場所で起こることから、  
周囲に気づかれぬまま、被害が深刻化・長期化してきています。



宍粟市

# 宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、男女平等参画社会の実現を最重要課題としていますが、DVの背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われ、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、男女平等、男女共同参画の実現を妨げることになります。

このため、DVを防止し、被害者を保護するための具体的な対策が求められ、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」といいます。）を制定し、DVの防止や被害者保護に関する国や自治体の責務を明記しました。その後、平成19年7月に公布されたDV改正法において、市町村においてもDV防止と被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が努力義務とされました。

兵庫県では、平成18年4月に「兵庫県配偶者等か

らの暴力（DV）対策基本計画」を策定し、平成21年4月に計画の改定を行いました。

本市においては、平成22年3月に策定した「宍粟市男女共同参画プラン」において、「女性の人権、女性への暴力等に対する社会意識の醸成」及び「ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止対策の推進」を施策の方向として取り組みを進めています。

この度、さらなる男女共同参画社会の構築をめざし、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、総合的な取り組みを一層進めるため、「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました。

なお、配偶者に「等」を付けていますが、これは暴力が配偶者間だけではなく、交際相手などによるものも含めたものとしているためです。

## 2 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成27年度の4か年とします。

## 3 計画の基本理念と基本目標

この計画では、人権侵害であるDVをなくし、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちをめざして、基本理念と基本目標を次のように定めます。

基本理念

**男女がともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち**

基本目標  
**1** DVのない社会づくり

基本目標  
**2** 相談体制の充実と安全確保の体制づくり

基本目標  
**3** 自立に向けての支援体制づくり

## 4 施策の展開

基本目標

**1**

**DVのない社会づくり**

DVをなくし、市民誰もが安心して暮らせるようにするためには、DVそのものを理解するための啓発が重要です。

そのため、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりのDVについての理解を深めるための取り組みを強化します。

また、暴力を予防するため、若年層がDVについて主体的に考えることができるよう、男女共同参画や男女の人権尊重に基づく学習とともに、交際相手などからの暴力（デートDVといいます。）に関する啓発などを合わせて行います。

基本目標

**2**

**相談体制の充実と安全確保の体制づくり**

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、被害者が早期に相談できる窓口、また、安心して相談できる体制の充実が求められます。そのため、DVをはじめさまざまな不安や悩みごとなどに対応する総合相談窓口機能の充実に努めるとともに、相談窓口同士の連携を図り、適切な対応に努めます。

また、年齢や障がいの有無、国籍などにより、相談の機会が閉ざされることがないように、高齢者や障がいのある人、外国人などに配慮した相談体制づくりに努めます。

さらに、被害者の生命または身体の安全を守るため、法的支援としての保護命令制度の活用を図るとともに、被害者の情報が加害者に漏れて、被害者に危険が及ぶことがないように、被害者の情報管理の徹底など安全確保に向けた体制の強化に努めます。

基本目標

**3**

**自立に向けての支援体制づくり**

被害者が自立して安心できる暮らしを確保するためには、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援、住宅の確保、子育て支援など、さまざまな分野におけるきめ細やかな支援が必要です。

そのため、被害者の置かれた状況に十分配慮し、関係部署や関係機関等と連携し、自立支援に努めます。

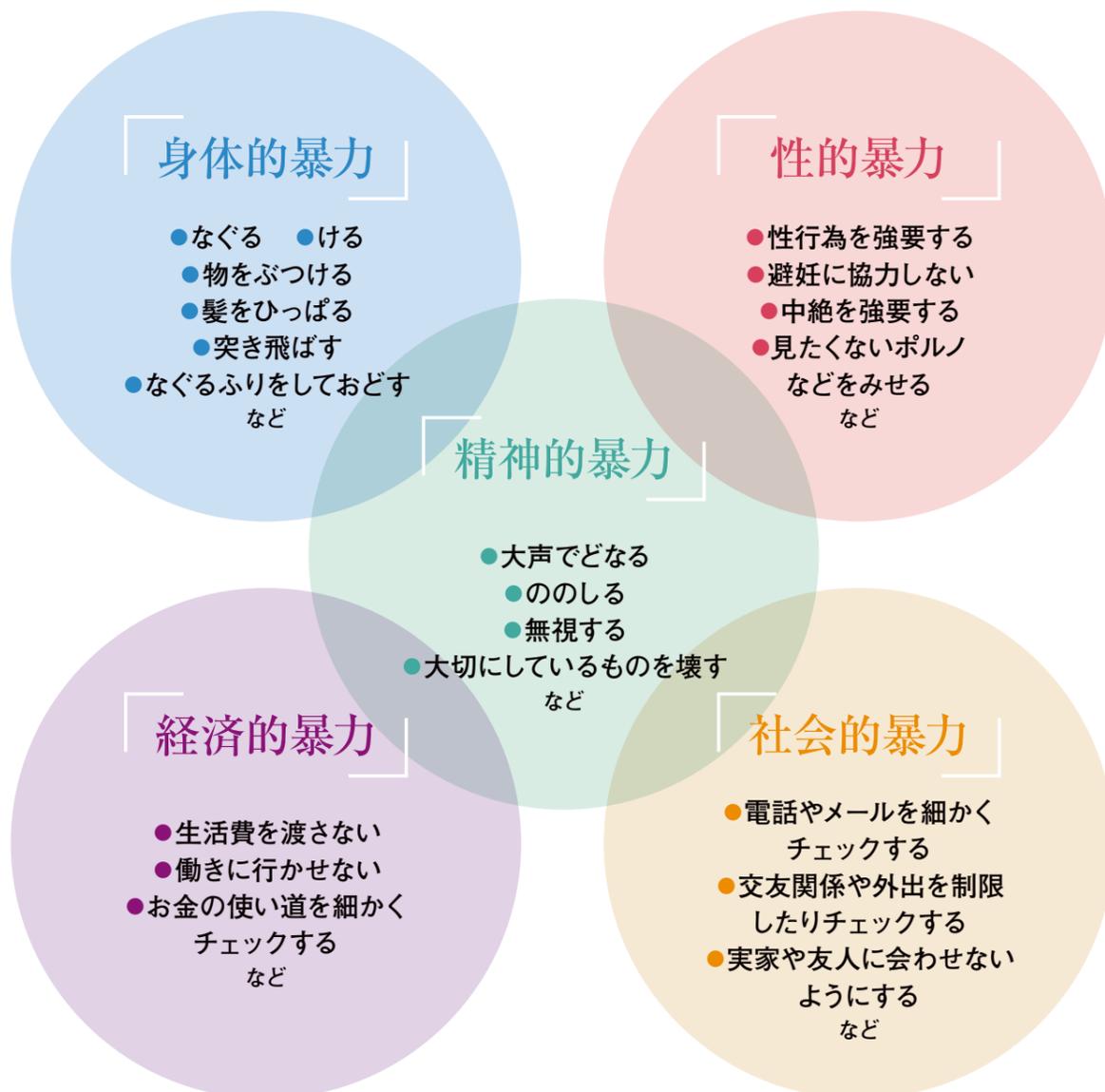
## 5 計画の推進体制

DV被害者の相談をはじめ総合的な支援を行うため、警察や兵庫県、医療関係者、福祉関係者、学校関係者等関係機関や団体等から構成される「DV防止ネットワーク会議」を設置し、この会議を中心に計画の推進を図ります。

# DVって ご存じですか?

あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)のことについて、どれだけご存じですか?  
 「ドメスティック・バイオレンス」は、身体への暴力だけがDVというわけではなく、さまざまな形の暴力により相手を支配しようとする行為です。  
 “なぐる、ける”だけじゃない…DVにはいろいろな形の暴力があります。  
 また、DVでも恋人同士など交際中の男女間で起こる暴力のことは「デートDV」と呼ばれています。

## DVはどのような暴力のことをいうの



# DVに対する 誤解や思い込み

DVについては、「ただの夫婦げんか」「たいしたことではない」「私が我慢さえしていればいい」といった誤解や思い込みがまだまだあります。こうしたことがDV被害者をさらに苦しめたり、解決を難しくしています。

## 例えば…こんな誤解や思い込みはありませんか?

### Case 1



夫に怒鳴られているのは  
妻にも問題があるはず

女性の被害者からよく聞かれることばです。暴力をふるう男性は、いつも「お前が悪いんだ」と言って、暴力をふるう理由を妻のせいにして。周りの人や本人でさえ女性の落ち度のように思ってしまう場合もあります。  
しかし、いかなる理由であろうと暴力は決して許されることではありません。

### Case 2

暴力をふるう夫から  
妻はなぜ逃げない



夫からの繰り返される暴力によって、妻は「自分はダメな人間なんだ」と思い込むようになり、親戚や近所の目や世間体を気にして我慢する、逃げればもっとひどい目にあうかもしれないという恐怖、経済的な不安など、さまざまな気持ちにより逃げられなくなっていることが少なくありません。  
また、夫が一転して優しくふるまうこともあり、「いつかは変わるかも」と妻が期待を抱いて、被害が長引くこともあります。



# どうかひとりで悩みを抱えないで とにかくまずは相談から

相談窓口としては、次の窓口があります。(秘密は必ず守られます。)

兵庫県立女性家庭センター  
悩みのホットライン

電話：078-732-7700  
午前9時から午後9時まで

兵庫県警察本部  
ストーカー・DV 相談電話

電話：078-371-7830  
24時間対応  
ただし緊急時は110番通報！

兵庫県立男女共同  
参画センター・イーブン  
女性問題相談

電話：078-360-8551  
月から土曜日（祝日・年末年始を除く）

女性の人権ホットライン

電話：0570-070-810  
平日午前8時30分から午後5時15分まで

## いざというときのために用意しておきたいもの

- 現金・通帳・キャッシュカード
- 友人や知人の連絡先（電話番号、住所）  
※緊急時は、家に交友関係のてがかりになるもの（連絡先がわかる手紙やハガキなど）を残さない
- その他重要書類 など  
※健康保険証、運転免許証、印鑑、ケガをしたときの写真、医師の診断書、常備薬 など

### 発行・編集

平成24年3月発行  
〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15  
宍粟市健康福祉部健康増進課  
TEL ● 0790-62-1000  
FAX ● 0790-62-6354  
MAIL ● kenkozoshin-kk@city.shiso.lg.jp

身の危険を  
感じたり  
緊急時には、迷わず  
110番へ